

# 審査基準

平成19年8月8日作成

法令名	火薬類取締法
根拠条項	第17条第8項
処分の概要	譲渡許可証又は譲受許可証の再交付
原権者(委任先)	神奈川県公安委員会
法令の定め	火薬類取締法 第17条第8項(譲渡許可証等の再交付の申請) 第50条の2(猟銃用火薬類等の特則) 火薬類取締法施行令 第12条(政令で定める火薬) 猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令 第7条第1項(譲渡許可証等の再交付の申請) 第13条(申請及び届出の手続)
審査基準	
標準処理期間	1日(行政庁の休日は含まない。)
申請先	申請者の住所地を管轄する警察署の生活安全(第一)課
問い合わせ先	神奈川県警察本部生活安全部生活安全総務課営業第二係 ☎045-211-1212 内線3024、3034
備考	